

ネットワークニュース

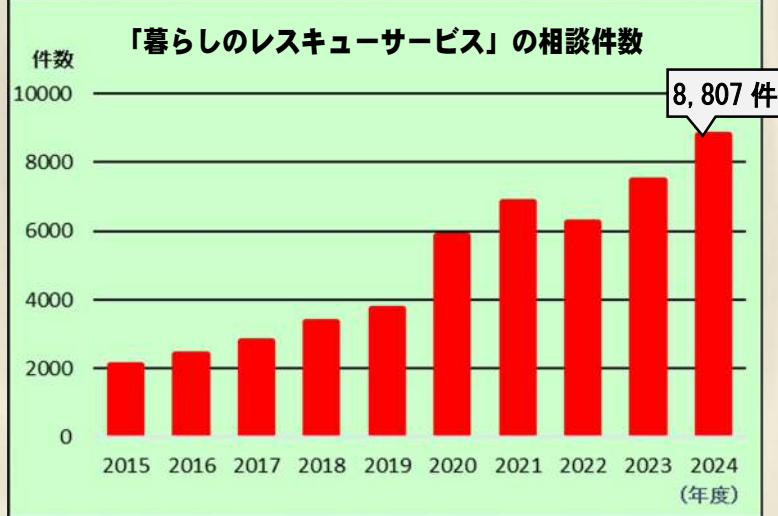


発行/苫小牧市消費者被害防止ネットワーク事務局

(苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当 ☎32-6306)

暮らしのレスキューサービスに関する悪質商法にご注意！

トイレの詰まり、鍵の紛失、害虫駆除など突然発生する暮らしの困りごとで、慌てて業者に連絡して解決を依頼したことのある方も多いと思います。ところが今、こうした「暮らしのレスキューサービス」について、「広告に表示されていた料金とかけ離れた金額を請求された」「業者が必要のない作業まで行い高額の請求を受けた」などといったトラブルが増えています。



国民生活センターより

国民生活センターによると、全国の消費生活センターに寄せられた暮らしのレスキューサービスに関する2024年度の相談件数は8,807件で、10年前の4倍以上にのぼっています。その相談内容からは、「スマートフォンで検索して一番上に表示された業者に依頼した」「ポスティングのチラシで見た業者に依頼した」という人がトラブルに遭っているケースがみられます。

緊急時に早く問題を解決したいと思うのは当然ですが、焦って業者に連絡し、トラブルが起こってしまっては本末転倒です。どうすればトラブルを回避できるか、対策を考えてみましょう。



消費者トラブルで困ったときは 苫小牧市消費者センターへ

住所：苫小牧市若草町3-3-8 市民活動センター3階

受付：平日8時45分～17時15分

第2・第4金曜日は、20時00分まで（夜間は予約制）

電話：33-6510又は局番なし188



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

トラブルに遭わないための対策

【業者探し】

- まずは、ひと呼吸おく。今すぐ直す必要があるか、冷静に検討する。
- 複数の業者のサイトを確認する。あまりに安すぎる場合は注意。
- 普段から相談できる業者を探しておく。

【修理】

- 業者任せにせず、修理内容・金額を納得するまで確認する。納得できない場合は作業を断る。
- 説明や作業の様子を写真や動画に残す。

【支払い】

- 契約内容に納得できない場合は、契約書の同意欄にチェックせず、現金で支払わない。
- 一人で対応するのが不安な場合、第三者に間に入っもらう。



それでもトラブルに遭ってしまったら

★消費者センターに相談してください！

★自宅への訪問を依頼して契約した場合であっても、クーリング・オフが可能なことがあります（※）。

※クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘販売などにより消費者が不意打ち的に契約させられた場合に、一定の期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。

【参考】

■水道・下水道の修理を行う事業者
(「下水管の詰まり」は対応不可)



苦小牧管工事業協同組合
HPへ（休日水道当番表
あり）



■害虫・害獣の駆除対応事業者

苦小牧市環境生活課
HPへ



〔お問合せ〕

苦小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当
住 所：若草町3丁目3番8号 市民活動センター3階
電 話：32-6306

